

令和8年5月22日

指定避難所の見直し（開設順位の変更等）について

総務部

1 概要

施設機能及び土砂災害警戒区域の指定状況を踏まえ、指定避難所のうち、以下の4施設について令和8年6月1日から見直しを図る。

2 内容

（1）避難所としての運用を見直す施設

【周南公民館】（現在 第三避難所）

施設及び施設への進入路が土砂災害警戒区域に指定されたことから、避難者の安全面を考慮し、避難所としての運用を行わない。

【君津高等学校上総キャンパス】（現在 第三避難所）

千葉県が君津特別支援学校を当該施設内に設置に伴い、令和8年10月から令和10年6月（予定）まで改修工事を実施する。この改修工事に伴い、避難所としての開設に支障が生じ、利用できない状況にあるため、避難所としての運用を行わない。

（2）開設順位を変更する施設

【対象施設】 上総小櫃中学校及び小櫃公民館

【変更前】 第一避難所：小櫃公民館 第二避難所：上総小櫃中学校

【変更後】 第一避難所：上総小櫃中学校 第二避難所：小櫃公民館

上総小櫃中学校は大規模改修により非常用発電設備を備えており、停電時においても最大72時間の電力供給が可能である（体育館照明やトイレ機能）。

また、敷地内に大型防災倉庫を整備しており、避難者が多くなった場合にも対応可能である。

については、小櫃地区の避難所については、現状の第一避難所（小櫃公民館）と第二避難所（上総小櫃中学校）の入れ替え、避難所運営の充実を図る。

3 周知方法

市ホームページ及び自治会回覧（変更する地域のみ）にて周知

4 避難所の開設の考え方

開設順位	開設の考え方
第一避難所	警報級の大雨等が予想される場合に開設する。
第二避難所	河川の氾濫や土砂崩れなどの災害が予想され、第一避難所だけでは不足が見込まれる場合に開設する。
第三避難所	第一から第二避難所だけでは、不足が見込まれる場合に、適宜追加して開設する。
第四避難所	第一から第三避難所だけでは、不足が見込まれる場合に、適宜追加して開設する。

5 地区別避難所数

地区	第一避難所	第二避難所	第三避難所	第四避難所
君津地区	4	5	1 1	1
小糸地区	1	2	1	2
清和地区	1	1	1	—
小櫃地区	1	1	2	1
上総地区	3	—	6	1
合計	1 0	9	2 1	5

本件に関する問合せ先
 危機管理課 早田
 電話：5 6 - 1 4 7 5